

## 京丹後市押印見直しの方針

市民や事業者の行政手続における利便性の向上を目的として押印見直しを実施するものとする。併せて、押印見直しの実施により、今後のオンライン等による申請を見据えた円滑な行政デジタル化への移行に資するものとする。

### 1 見直しの対象

法令等：561件（令和3年6月4日時点）

行政手続における利便性の向上に資するものとして、市民及び事業者から提出される申請等の行政手続について実施するものとする。

### 2 法令等を根拠として押印が求められている手続

法令等の改正によるものについては、押印の見直しに関して、関係省庁から発出される施行通知や事務連絡等に基づき押印の廃止を判断し、関係例規の改正を行う。

### 3 府の例規により押印が求められている手続

府の押印見直しの動向を把握し、関係例規の改正を行い、押印を廃止する。

### 4 本市の例規又は慣行により押印を求めている手続

#### (1) 本市の例規によるもの

「地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年12月18日内閣府。以下「マニュアル」という。）」に準じて、別添「市条例等や慣行により押印を求めているものの押印・署名見直しの判断基準」に基づき、例規改正を行う。

#### (2) 契約等

補助金の交付申請を含め、契約関係については、マニュアルに基づく対応をする場合に添付書類等が新たに必要となり、負担が増加するため、利便性の観点から実施しないものとする。ただし、補助金の中でも、市の告示のみを根拠とするもので、かつ、個人を対象とするものについては、提出書類の真正性の確認等においても負担の増加は無いに等しいと考えられることから、押印の廃止を行うものとする。

(3) 慣行によるもの

本市の例規に押印の根拠が規定されていない場合は、押印を廃止するものとし、根拠を規定することなく押印を求めているもので引き続き押印を求める場合は、新たに根拠となる例規の整備を行うものとする。

5 市役所から発する文書及び市役所内部の事務に係る文書

市役所から市民及び事業者へ発出する書類並びに市役所内部の事務（会計・人事給与）に係る書類については、実施の対象外とする。

6 実施方法及び時期

(1) 実施方法

令和2年度から令和3年度に各課等へ照会を行った申請、届出等の押印見直しに係る調査及び同追加調査の結果に基づき、総務課において例規の種別ごとに一括改正を行うものとする。

(2) 時 期

例規の種別ごとに次のとおり実施するものとし、令和4年4月1日から施行する。

ア 条 例

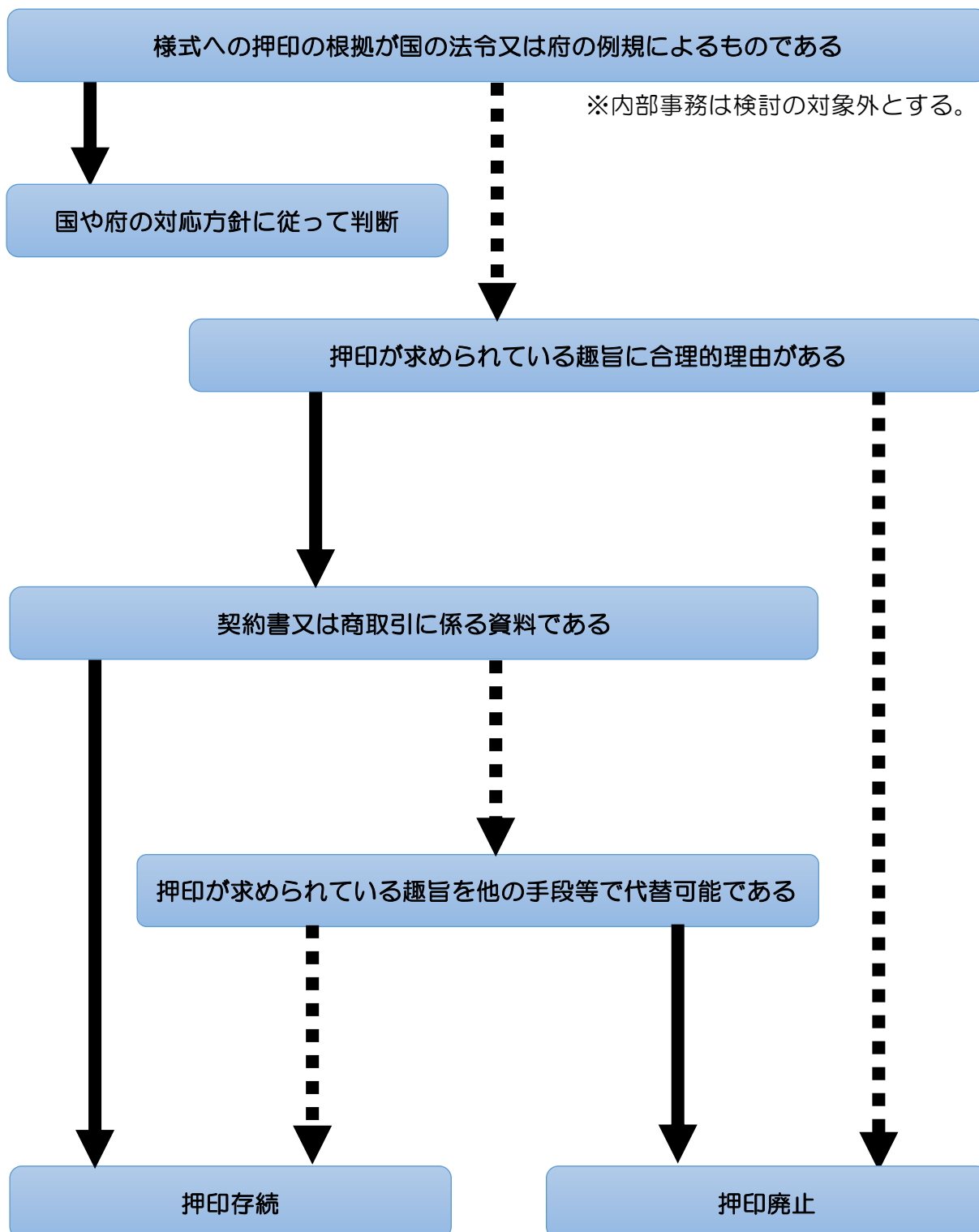
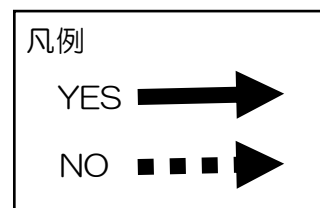
令和3年12月定例会に提案

イ 条例以外

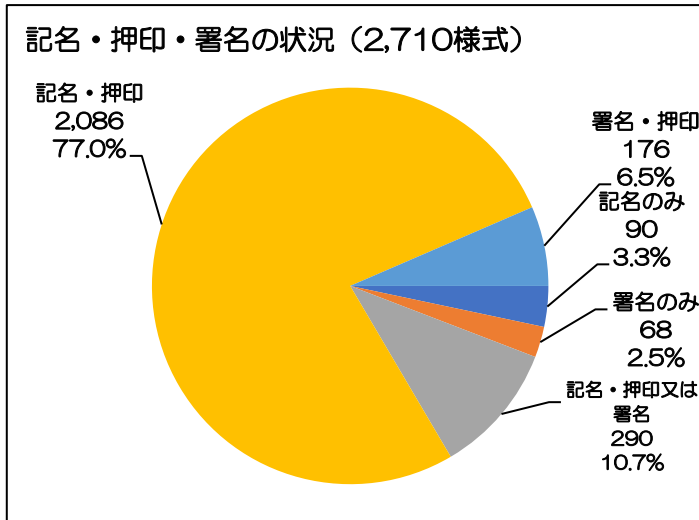
令和4年3月末日まで

作業項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
改正対応（条例）		←————→							
改正対応（規則以下）		←————→							

■ 押印見直し判断フローチャート



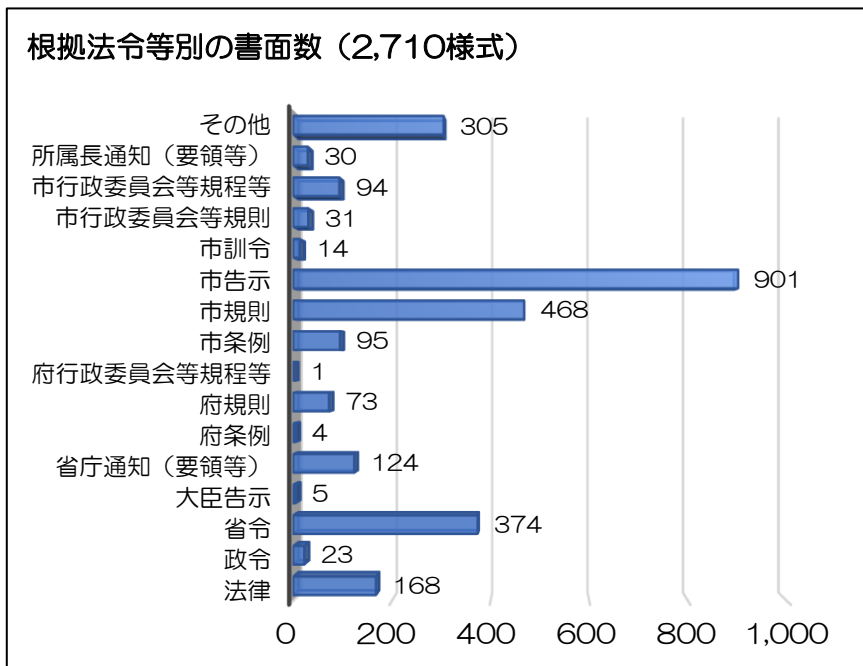
■ 書面手続における押印の状況調査結果



記名・押印・署名の分析

- 記名・押印を求めている書面の割合が多くあり、記名+本人確認により、書面の真正性を確保することが可能である。
- 署名又は記名を求めている書面については、署名+本人確認により、書面の真正性を確保することが可能である。

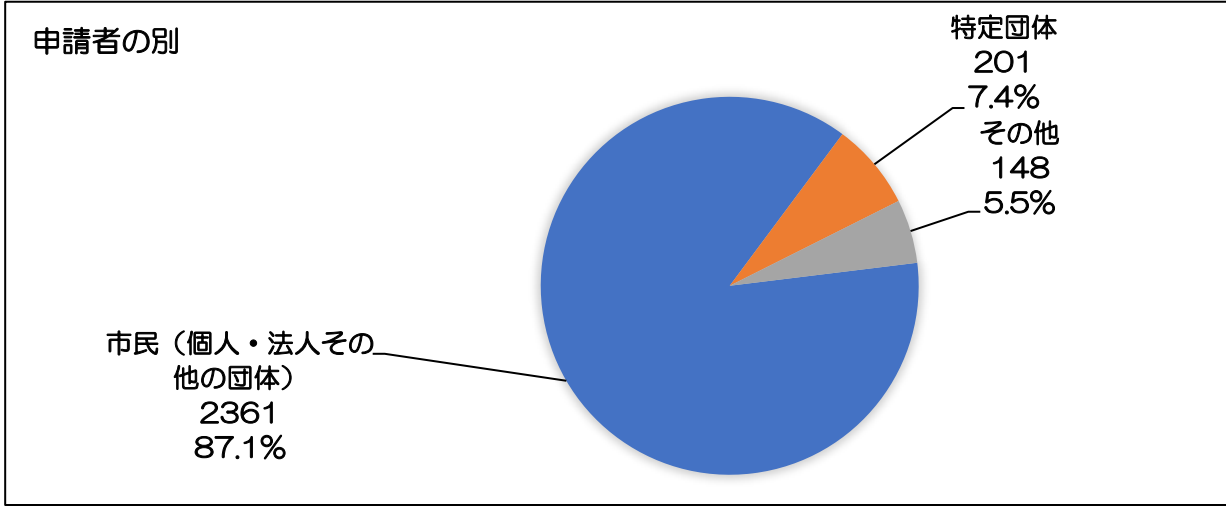
区分	性質
記名	自書によることを要さない。(印字、スタンプ可)
署名	自書による。



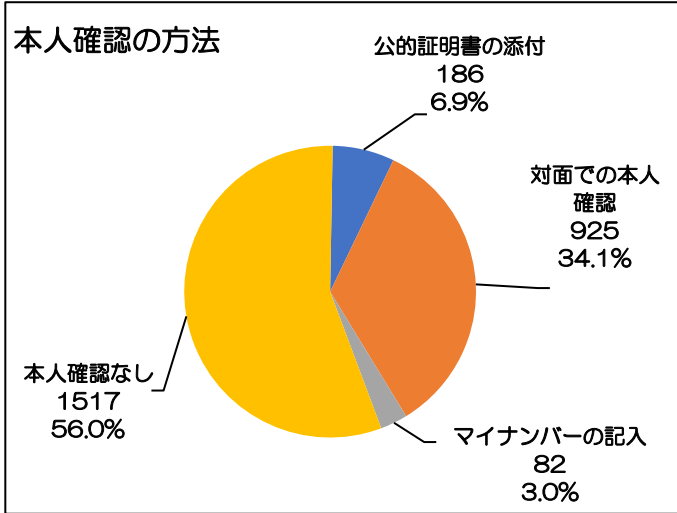
根拠法令等の別による分析

- 押印を求めている書面を根拠法令等の別で見ると、市告示による要綱が最も多く、次いで市規則、国の省令となっている。
- その他としては、運用上用いている書面(受領書、確認書、添付書類及び計画書等)に係るものとなっている。

根拠法令等の別	根拠法令等の性質	具体例
市規則	市長の権限に属する各種届出等の手続について定めるもの	施設使用許可の申請、許可の申出書、公開請求等
市告示	条例及び規則に基づく各種届出等の手続について要綱等で定めるもの	補助金・給付金の申請書、各種届出書等
市訓令	各種届出等の手続に関する市役所の内部的な事務	各種取扱規程、処理規程等
市行政委員会等規程・規程	教育委員会、選挙管理委員会公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の権限に属する手続について定めるもの	各行政委員会等への権限に属する手続に関する届出等
所属長通知(要領等)・その他	規則又は要綱で定める以外の内容について定めるもの	届出等に関する様式等



申請者の別	性質
市民（個人・法人その他の団体）	一般の市民や法人など不特定多数の者
特定団体	社会福祉協議会や交通安全協会など不特定多数ではない団体名が特定される者
その他	上記によらない者



本人確認の方法の分析

- 半分以上が本人確認を要さないものであり、これらについては特段の事情がない限り押印は廃止する方向で検討を行うこととなる。
- 対面での本人確認について、すでに窓口等での本人確認が行っている手続及び長期の継続的な関係が前提となっている手続で本人確認ができるものは押印を廃止する方向で検討を行うこととなる。

本人確認の方法	性質
公的証明書の添付	提出書類に住民票等公的な証明書を添付
対面での本人確認	申請時にその場で証明書等の発行を行う手続（住民票や証明等発行）又は複数回の面談が伴う手続で、長期の継続的な関係により本人の確認ができるもの
マイナンバーの記入	書面へのマイナンバーの記入及びマイナンバーカードの提示による確認
本人確認なし	—